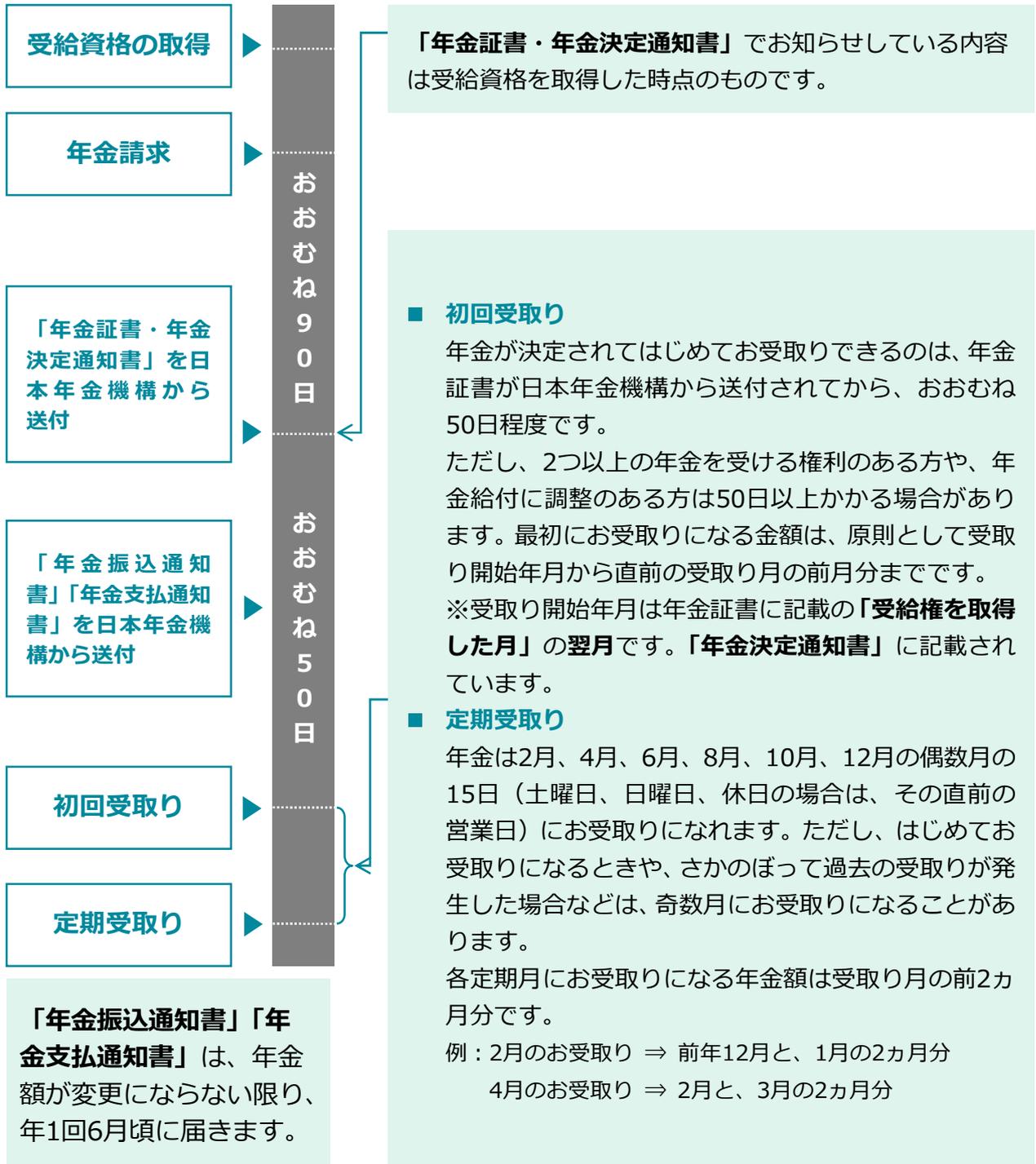


障害基礎年金のお手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



審査の結果、不支給または却下となる可能性もあります。

その場合でも、診断書費用などは負担いただくことになります。

裏面に続く

2. おわりに

審査にあたっての留意事項についてご説明します。

ご提出いただきました障害基礎年金の請求書につきまして、内容審査を進めさせていただきます。

審査の過程で請求者の方にお尋ねすることがあります。その場合、後日ご連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

また、診断書を作成していただいた医療機関の先生にお尋ねしたり、内容確認をお願いしたりすることがあります。日本年金機構から直接医療機関へ連絡のうえ確認するか、請求者の方から医療機関へ連絡の上確認していただくか、請求者の意向を確認させていただきます。

1号加入中であれば、法定免除か納付申出を選択することができます。この場合、「国民年金保険料免除理由該当届」を市区町村に提出することが必要となります。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前 8:30～午後 7:00
火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以後の開所日初日に午後 7:00
まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用い
ただけません。

問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>